

事務連絡  
令和3年10月1日

地方農政局生産部生産振興課長 殿  
北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課長 殿

(農林水産省) 農産局穀物課  
米麦流通加工対策室長

大規模乾燥調製貯蔵施設等における新方式のサンプリングを行うに  
当たっての留意事項について

日頃からお世話になっております。

今般、農産物検査法施行規則第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づく農林水産大臣が定める標準抽出方法（平成13年3月22日付け農林水産省告示第443号）を改正し、大規模乾燥調製貯蔵施設等において、試料が特に均一であると認められる検査荷口については、登録検査機関が業務規程に定めた簡素化された新たな抽出方式（以下「新方式」という。）により試料を採取することができることとしました。

そのため、新方式について、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号、以下「基本要領」という。）別紙5手順3-2において取扱いを定めたところです。

これに基づき、登録検査機関が大規模乾燥調製貯蔵施設等における新方式のサンプリングを行う際に参考とすべき事項について、以下に示すので参考にしてください。

また、地方農政局等におかれては、管内の広域登録検査機関及び都道府県に対して、本事務連絡について周知いただくとともに、都道府県に対しては管内の登録検査機関にも周知いただけるよう依頼下さい。

記

基本要領別紙5手順3-2に示したロットの均一性の確認方法に関し、登録検査機関の参考として、基本的な実施方法について連絡するので参考にしてください。

① 試料の採取について

ア ロットの均一性の確認に当たり、試料の採取点数は 20 点以上とし、1 試料 20 g（約 1000 粒）以上を採取すること。

イ ロット内の米穀の均一性を確認することが目的であるため、試料の採取にあたっては、ロット内の米穀の排出開始から全ての米穀が排出されるまでの時間間隔を均等にサンプリングするよう留意すること。

なお、サイロ内の米穀のうち、排出開始・終了時の米穀を別仕分けしている場合には、当該米穀を除く範囲をロットとして設定する等、均一性を確認するロットの範囲を明確にすること。

## ② ロットの均一性の確認について

ア ロットの均一性の確認に際しては、①で採取したサンプルを測定精度が検証され農産物検査で利用可能となっている穀粒判別器を活用して 3 回以上計測し、イに基づき定めた項目についての平均値（各サンプルの平均値、ロット全体の平均値）を算出すること。

イ アにおいて、穀粒判別器で測定する項目（以下「測定項目」という）は、現在最も測定精度が高い着色粒の測定値を活用することが考えられるが、これによらず、当該地域の米の特色に応じて望ましい項目とすること。その際には、穀粒判別器の測定精度が検証されている項目とすること。

（ 令和 3 年 9 月時点では、同割粒、砕粒、着色粒、死米について、測定精度が検証され、一定基準以上の測定精度がある穀粒判別器を農林水産省 HP で公表している。 ）

ウ ロットの均一性の確認に当たっては、アで算出したロット全体の測定項目の平均値から二項分布により求められる特定の品質となる確率（例：着色粒が 0～1 粒となる確率、2～3 粒となる確率、4～7 粒となる確率）と、各サンプルの平均値の分布を比較することにより判断すること。

エ ウの判断にあたっては、基本要領に定めたとおり、各サンプルの結果が全体の平均に対する二項分布の確率から右側（大きい側）の 2.5% を超えないこと、特定の傾向が認められないことを確認して行う。

※ 「特定の傾向が認められないこと」については、時間均等に採取したサンプルについて、徐々に多く混入（または徐々に少なく混入）する等の傾向があるかどうかには注意し、当該傾向が見られた場合にはロットが均一とは認められないことに留意すること。

オ 「大規模乾燥調製貯蔵施設等における新方式のサンプリングに関する検

討資料」(令和3年7月農林水産省農産局)をHPに公開しているので参考とすること。

農林水産省政農産局穀物課農産物検査班  
担当者：齊官、立石  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL：03-6744-1392 FAX：03-6744-2523